

【重要】開設届出書は、無線局の利用開始後、15日以内に提出してください。利用開始前のご提出いただけません。

別表第三号の七 登録局の開設又は変更届出書の様式(第25条の23第3項関係)(総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

登録局の開設又は変更届出書

【2②の日付以降の、提出の日付を記入】

令和〇年〇月〇日

関東総合通信局長 殿【2④の住所を管轄する地方総合通信局】

☒電波法第27条の34の規定により、包括登録に係る無線局を開設したので、下記のとおり届け出ます。

□電波法第27条の35の規定により、包括登録に係る無線局に係る事項を変更したので、
下記のとおり届け出ます。

記

1 届出者

住 所	都道府県—市区町村コード— 〒 (102 - 8795) 東京都千代田区九段下 1 - 1
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ カントウソウゴウツウシンカブシカイシャ ダイヒョウトリシマリヤクシヤチョウ カントウ タロウ ----- 関東総合通信株式会社 代表取締役社長 関東 太郎
法人番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

代理人

【代理人が提出する場合、記入。委任状も必要】

住 所	都道府県—市区町村コード []
	〒(—)
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
法人番号	

【⑥適合表示無線設備の番号、無線設備の製造番号は、対応関係がわかるように記入】

3 届出の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ ムセンブ [※] ムセンカ シンセイタントウ クダン ミナミ 無線部 無線課 申請担当 九段 みなみ
電話番号	03 - ×××× - ××××
電子メールアドレス	minami.kudan@×××.××